

日本言語テスト学会理事選挙細則

第1条 目的

本細則は、日本言語テスト学会会則(以下「会則」という)第22条に基づき、理事の選挙手続に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 選挙の実施

理事は、会則第22条に定める方法により選挙によって選任する。

- 2 選挙は、選挙権を持つ会員の投票によって行う。
- 3 次期任期の選挙は、当該任期開始日の属する年度の前年度に実施する。

第3条 定員

この細則における定員とは、会則第21条に定める選出理事の人数3名から5名をいう。下限は3名とする。

第4条 選挙管理

事務局が選挙運営事務を担い、公正を担保するため選挙管理人 2 名を置く。事務局は事務運営を担うが、開票・集計・結果報告は選挙管理人が主導する。

- 2 選挙管理人は投票管理・票の保全・開票立ち合い・結果報告書の作成を担う。

第5条 選挙期日と公告

事務局は、選挙の実施日程を決定し、少なくとも選挙開始日の30日前までに全会員へ告知する。

- 2 告知には、立候補・推薦の受付期間、投票期間、結果公表予定日を含める。

第6条 立候補および推薦

理事候補者は、次のいずれかの方法により選出される。

- (1) 立候補
- (2) 会員による推薦(候補者本人の承諾が必要)
 - 2 立候補・推薦いずれの場合も、候補者は2名の推薦を必要とし、推薦人は一般会員・シニア会員に限る。同一選挙での重複推薦は不可とする。
 - 3 立候補・推薦いずれの場合も、候補者は所定の様式に必要事項を記入し、受付期間内に提出する。

第7条 候補者・推薦者の資格

候補者・推薦者は、被選挙権を有する一般会員・シニア会員であり、会員歴3年以上を有し、会費を滞納していないものに限る。

- 2 候補者は、所信表明書(200～400字程度)および略歴を提出する。これらは会員に公開する。

第8条 候補者不足時の措置

立候補・推薦の受付期間終了時点で候補者数が定員に満たないときは、事務局は選挙開始日を最長で3週間延期することができる。

- 2 前項の延長期間中、理事会は本人の承諾を得て、定員を超えない範囲で候補者を新たに推薦することができる。この場合、第6条第2項の推薦要件に代えて理事会の議決をもって推薦とみなす。
- 3 新たに追加された候補者の所信表明書および略歴は、他の候補者と同様に速やかに会員に公開する。

第9条 投票当選

候補者数が定員以下の場合は信任投票とし、各候補者は有効投票数の過半数の信任をもって当選とする。

- 2 候補者数が定員を超える場合は選出投票とし、得票数の多い順に定員に達するまでを当選とする。

第10条 投票方法

投票は、オンライン投票または郵送選挙によって行う。

- 2 選挙権を有する会員は定員数以内で候補者を選び、無記名投票とする。
- 3 郵送選挙の場合は、定員数を超過して候補者に投票された場合、その投票用紙は無効票とする。

第11条 集計・開票および結果公表

オンライン投票における集計の確定、または郵送選挙における開票は、選挙管理人の監督・検証のもとで行う。

- 2 オンライン投票の結果は、業務委託先から選挙管理人が受領し、候補者別得票数・投票総数を確認の上、事務局へ送付する。
- 3 得票数の多い順に当選者を決定する。同数の場合は抽選による。
- 4 結果は開票後、理事会の監査、承認を経て、会員総会の承認を受けて正式に確定する。事務局はその結果を速やかに全会員へ通知する。

第12条 補欠

当選者数が下限に満たない場合は、原則30日以内に再公募と再投票を行う。

- 2 任期途中で欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げ当選とする。ただし、次点者がいない場合は理事会の推薦による。

第13条 異議申立て

会員は、結果公表から7日以内に異議申立てをすることができる。

- 2 事務局は、異議申立てを受けた日から14日以内に審査・回答を行う。

第14条 その他

本細則に定めのない事項は、理事会の議決によって定める。

付則 本細則は2025年9月13日より施行する。